

公益財団法人 愛知県サッカー協会 2種委員会規約

(名 称)

第1条 本委員会は、(公財)愛知県サッカー協会2種委員会と称す。

(事務局)

第2条 本委員会の事務局は、(公財)愛知県サッカー協会2種委員会委員長宅におくものとする。

(目 的)

第3条 本委員会は、(公財)愛知県サッカー協会に加盟登録しているチームの相互の親睦を深め、(公財)愛知県サッカー協会との連携を密にして、サッカーの技術向上を図り、心身共に健全で礼儀正しい高校生の育成を目的とする。

(事 業)

第4条 本委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行うものとする。

1. (公財)愛知県サッカー協会2種委員会が主管する大会
2. サッカーの技術指導及び発展のための活動
3. その他、本委員会の目的を達成するための事業

(事業の遂行)

第5条 前条の事業を遂行するために、(公財)愛知県サッカー協会2種委員会に役員会を組織し、事業の立案、計画を協議し運営に当たる。

(組 織)

第6条 本委員会は、(公財)愛知県サッカー協会に加盟登録しているチームを以て組織する。

(役員及び役員の選出)

第7条 本委員会に次の役員を置く。

委員長、副委員長、各部委員長、委員、監事2名。

1. 委員長は、役員会で選考し、県理事会が承認する。
2. 副委員長は、委員長が選考し、県理事会が承認する。
2. 各部委員長とは、総務、財務、事業、競技、技術、審判、広報、規律フェアプレーの8名である。
3. 委員とは、東三河、西三河、名古屋、知多、東尾張、西尾張の6地区の委員長である。

(役員の任期)

第8条 1. 本委員会の役員の任期は、県協会役員の任期に準じ2年とし、再任を妨げない。
2. 補欠のため適任された者の任期は、その前任者の残任期間とする。
3. 役員は、任期満了時も後任者が就任するまで、引き続きその職務を行うものとする。

(役員職務と権限)

- 第9条 1. 委員長は本委員会を代表し、職務を統括する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等ある時はその職務を代行する。
3. 監事は、会計を監査する。

(役員会の開催)

- 第10条 1. 役員会は、委員長、副委員長、各部委員長、委員で構成する。
2. 役員会は、必要に応じて委員長が招集することができる。

(委員会の開催)

- 第11条 1. 委員会とは、役員と各地区の総務、財務、事業、競技、技術、審判、広報、規律フェアプレー委員で構成する。
2. 委員会は、定数の2分の1以上の出席を以て成立するものとする。
3. 委員会は、必要に応じて委員長が招集することができる。
4. 委員長は必要に応じて委員会に関係者または関係団体を呼んで意見や説明を聞くことができる。

(経費)

- 第12条 本委員会の経費は、委員会の加盟登録料及びその他の収益金を以てあてる。

(予算・決算)

- 第13条 1. 毎年度の予算は、役員会で審議し決定する。
2. 毎年度の決算は、会計年度終了後に監事の監査を経て役員会の承認を受けるものとする。
3. 本委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を以て終わるものとする。

(規約改正)

- 第14条 本規約は、役員会で定数の3分の2以上の賛同を以て改正することができる。但し、訂正箇所については加盟登録チームに連絡するものとする。

(細則)

- 第15条 本委員会に必要な細則は、役員会の議決を経て別に定める。

(付則)

- 本規約は、平成20年4月1日より施行する。
令和4年4月1日 一部改正